

資料 6

地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の骨子案について

平成26年10月22日(水)

鶴岡市健康福祉部長寿介護課

地域包括支援センター

## 鶴岡市における地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（骨子案）

### 【市町村条例で定めることとなった経緯】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）（第 3 次地方分権一括法（平成 25 年 6 月成立））において、従来、国で定めていた地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を、市の条例で定めることされた。

### 【経過措置】

この法律の施行日は平成 26 年 4 月 1 日であるが、施行日から 1 年を超えない期間内においては、地方自治体の条例が制定されるまでの間、省令によることができる経過措置が設けられている。

### 【市条例で定める基準】

地域包括支援センターの運営に関する基本方針（参酌すべき基準）

地域包括支援センターの職員に関する基準（従うべき基準）

### 【関係法令】

介護保険法第 115 条の 4 第 5 項の厚生労働省令で定める基準

介護保険法施行規則第 140 条の 6 6

- ※1 「参酌すべき基準」とは、省令の基準を十分に参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容されるものです。
- ※2 「従うべき基準」とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準のことをいいます。省令と異なる内容を定めることは許容されませんが、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは可能です。
- ※3 「包括的支援事業」とは、介護保険法により定められた「介護予防ケアマネジメント業務」、「総合相談支援業務」、「権利擁護業務」及び「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」の事業をいいます。

## 1 制定の趣旨

この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、地域包括支援センターにおいて包括的支援業務を実施するために必要な基準を定めるものです。

## 2 条例の内容（案）

### （1）地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営方に関する基本方針

国の基準（参酌すべき基準）	市の基準案
① センターは、職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等をできるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすること。	① センターの運営において、国の省令で特に問題がないため、国と同様とする。
② センターは、市町村に設置している地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。	② センターの運営において、国の省令で特に問題がないため、国と同様とする。

(2) センターの職員に関する基準

国の基準 (従うべき基準)		市の基準案
<p>① センターの担当区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。</p> <p>ア 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>イ 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人</p>		<p>① センターの運営において、国の省令で特に問題がないため、国と同様とする。</p>
<p>② ①の規定にかかわらず、次のアからウまでのいずれかに掲げる場合には、センターの配置人員基準は、次の表の上覧に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。</p> <p>ア 第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の市町村にセンターを設置する場合</p> <p>イ 合併市町村又は一部事務組合若しくは広域連合であって、①の基準によってはセンターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営において認められた場合</p> <p>ウ 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合</p>		<p>② 国の基準に準じて、第1号被保険者数3,000人未満又は6,000人以上のセンターの職員の配置基準を別表のとおり定める。</p>
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	
おおむね1,000人未満	① のアからウまでに掲げる者のうち1人又は2人	
おおむね1,000人以上2,000人未満	① のアからウまでに掲げる者のうち2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の①のアに掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の①のイ又はウに掲げる者のいずれか1人	

(別表)

## 地域包括支援センター専門職配置基準(案)

参考資料

(単位:人)

高齢者人口	専門職					パターン
	合計	保健師	社会福祉士	主任介護支援専門員	いずれかの専門職	
1,000人未満	1	1				①
1,000人～2,000人未満	2 うち専従常勤1	2				②
2,000人～3,000人未満	2	1	1			③
3,000人～6,000人未満	3	1	1	1		④
6,000人～7,000人未満	4	1	1	1	1	⑤
						①+④
7,000人～8,000人未満	5 うち専従常勤1	1	1	1	2	⑥
						②+④
8,000人～9,000人未満	5	1	1	1	2	⑦
						③+④
9,000人～12,000人未満	6	2	2	2		⑧
						④+④
15,000人～18,000人未満	9	3	3	3		⑫
						④+⑧

平成27年度 地域包括支援センター専門職配置 (案)

設置法人	名称	担当区域	65歳以上人口 (H26.3.31)	専 門 職				
				保健師等	社会福祉士等	主任介護支援 専門員	いずれかの 専門職	合 計
(社福) 鶴岡市社会福祉協議会	鶴岡市社会福祉協議会 地域包括支援センター	第6学区 京田 大泉 大山 第2学区 斎 黄金 上郷 三瀬 由良 小堅 櫛引 温海	17,840人	3人	3人	3人		9人
(社団) 鶴岡地区医師会	地域包括支援センター つくし	第3学区 湯田川 田川	4,294人	1人	1人	1人		3人
(社福) 一幸会	健楽園 地域包括支援センター	第1学区 第4学区	6,138人	1人	1人	1人	1人	4人
(社福) 思恩会	しおん荘 地域包括支援センター	加茂 湯野浜 西郷	2,014人	1人	1人			2人
(社福) ふじの里	地域包括支援センター ふじしま	藤島地域	3,409人	1人	1人	1人		3人
(社福) 羽黒百寿会	地域包括支援センター かみじ荘	羽黒地域	2,638人	1人		1人		2人
(社福) 恵泉会	永寿荘 地域包括支援センター	第5学区 栄	2,718人	1人		1人		2人
(社福) 朝日ぶなの木会	地域包括支援センター あさひ	朝日地域	1,638人		1人	0.6人		1.6人
合 計			40,689人	9人	8人	7.6人	1人	26.6人